

科目名(Subject)	民法研究 I (発展) (Civil Law I (advanced))		
単位数(Credits)	2 単位	開講時期	後期
担当教員名 (Name)	岩本 尚禧 (IWAMOTO Naoki)	研究室番号 (Office)	516
Office Hours	適宜 (事前にメールにて連絡すること)		
<p>1. 授業目的・方法(Course objective and method)</p> <p>(1) 授業の目的：この授業では、民法研究 I (基礎) を踏まえ、高齢者を巡る民法上の諸問題をさらに掘り下げます。具体的には、高齢者が加害者として登場する際の問題、つまり責任能力(不法行為能力)の問題も含めます。また、類型の対象としては契約や遺言に加え、養子縁組の問題を取り入れ、日本における家族制度の在り方についても検討します。</p> <p>(2) 授業の方法：この授業は報告者の報告に対して質疑応答するゼミ形式で行います。</p> <p>2. 達成目標(Course Goals)</p> <p>①高齢者と法律行為の関係を学び、民法の財産法と家族法を連動させて理解できるようになる。 ②現代の社会的経済的状況が民法の解釈・制度運用に及ぼす影響を理解できるようになる。 ③上記①と②を踏まえて、特に日本における「家族の在り方」の現状と変遷を理解できるようになる。</p> <p>3. 授業内容(Course contents)</p> <p>・授業内容の予定：概要は以下の通り。</p> <p>第01週 行為能力の具体的事例 第02週 責任能力の具体的事例 第03週 遺言能力の具体的事例 第04週 各「能力」の相互関係 第05週 各「能力」の科学的裏付け 第06週 中間総括 第07週 民法の歴史と高齢者問題の「登場」 第08週 民法と認知症を巡る論点の整理 第09週 認知症高齢者と契約法①：後見制度 第10週 認知症高齢者と契約法②：消費者契約 第11週 認知症高齢者と不法行為法①：本人と監督者 第12週 認知症高齢者と不法行為法②：保険制度 第13週 認知症高齢者と家族法①：養子縁組 第14週 認知症高齢者と家族法②：遺言 第15週 総括</p> <p>4. 事前学修・事後学修(Preparation and review)</p> <p>・高齢者に関する事件や事故(認知症者の自動車運転やオレオレ詐欺など)に加えて、高齢者の生活様式(高齢者施設の現状と運用など)にも関心を持ち、これらに関連する各報道に日頃から目を通すこと。</p> <p>5. 使用教材(Teaching materials)</p> <p>各回の使用教材および他の参考文献等に関しては、授業の開始時に説明する。</p> <p>6. 成績評価の方法(Grading)</p> <p>・以下の2点から各割合に応じて評価します。</p> <p>①授業の出席率：40% ②授業の参加態度：60%</p>			

7. 成績評価の基準(Grading Criteria)

- 秀 (100～90) : 民法学と隣接科学の新たな連関可能性を発見し、法学が抱える難題に対して、当該隣接科学の知見から導き出され得る解決策を、説得的・論理的に提示することができる。
- 優 (89～80) : 民法学の限界と隣接科学の可能性を理解し、法学が抱える難題に対して、当該隣接科学の知見から導き出され得る解決策を、説得的・論理的に提示することができる。
- 良 (79～70) : 民法学の限界と隣接科学の可能性を理解し、法学が抱える難題に対して、当該隣接科学の知見から導き出され得る解決策を、提示することができる。
- 可 (69～60) : 法学が抱える難題に対して、隣接科学の知見から導き出され得る解決策を、提示することができる。

8. 履修上の注意事項(Remarks)

民法の単位（民法基礎 I、民法基礎 II、民法 II、民法 III、民法 IV）を全て履修しているか、それに相当する実力を備えていることが必要です。